

[別紙1]

鳥取県小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (子育て・人財局家庭支援課長が別途定める日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出

○実績報告は、下記提出先まで郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

額の確定後、お支払いします。

資料提出・問い合わせ先 子育て・人財局家庭支援課 母子保健担当
鳥取市東町一丁目220番地
0857 - 26 - 7572